

第7回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年10月10日(水)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	9番 山本 壽孝 委員	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(6名)			尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(2名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員		
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第31号議案 非農地の現況証明について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 議長 委員 議長	<p>ただ今より、平成 30 年度 第 7 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、12 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>そう致しましたら、ただ今より、平成 30 年度農業委員会第 7 回定例総会を開催致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程及び議事は、お手元に配布のとおりでございます。</p> <p>会期の日程について議題と致します。お諮りを致します。平成 30 年度農業委員会第 7 回定例総会の会期は、平成 30 年 10 月 10 日、本日 1 日と致しますが、ご異議はございませんか？</p> <p>《無しの声》</p> <p>はい、ご異議は無い様でございますので、その様にさせていただきます。ご異議無しと認めまして、本総会の会期は本日 1 日と致します。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長) 委員 議長	<p>そうしますと、次に議事録署名委員の指名についてを議題と致します。湯梨浜町農業委員会会議規則の規定によりまして、議事録署名委員の指名でございますが、議長の方において指名することにご異議はございませんか？</p> <p>《無しの声》</p> <p>ご異議無いですか？はい。ご異議無い様でございますので、その様にさせていただきます。それではこちらの方からを指名させていただきます。5 番 横川委員、6 番 蔵本職務代理、両名の方をお願い致します。書記には事務局を指名することに致しますが、ご異議ございませんか？</p> <p>《無しの声》</p> <p>それでは書記は、事務局をお願い致します。</p>
3 議事 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	(議長) 事務局	<p>それでは 3 番、議事に入ります。議案第 30 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>それでは議案書 2 頁をお願い致します。議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可</p>

	<p>議長</p> <p>横川委員 議長 横川委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>横川委員 議長</p>	<p>の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号1 譲受人は 神奈川県横浜市保土ヶ谷区●●、譲渡人は 羽衣石●●、土地の所在 大字 羽衣石——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 170 m²、親子間の贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 250 アールです。</p> <p>譲受人の住所につきまして、仕事の都合上町外に移していますが、現在も農業経営の経営主であることと、年間従事日数についての申立書が添付されています。</p> <p>番号2 譲受人は 川上●●、譲渡人は 倉吉市●●、土地の所在 大字 野方——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 樹園地、面積 2,372 m²、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 133 アールです。</p> <p>本案件は、農地の管理が困難となった譲渡人が受け手を探していたところ、栽培条件の悪い果樹園を中心に経営していた譲受人との協議が整ったことから、本申請に至ったものであります。</p> <p>以上申請につきましては、番号1、番号2とも農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今説明がございました。皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑はございますか？どうぞ、忌憚のないご意見をどうぞ。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ、横川委員お願いします。</p> <p>本案件の2番の件ですけれども。仙津南と書いてあるんですけど。これは仙津果樹生産組合の方の敷地内にあるんでしょうか？</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>はい。横川委員のご指摘のとおり、この場所は仙津土地改良区の区域内であります。で、たまたま譲受人の園のすぐ近くだったものですから、それもあって話がまとまったと云う事で聞いております。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>はい、その他ございますか？ご質問ございますか？ご質問は無い様でございますので、質疑を</p>
--	--	---

<p>議案第 31 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局 議長</p>	<p>終結致します。それでは採決を行います。議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、原案どおり賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、従いまして議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 31 号、「非農地の現況証明」について審議を致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案書 3 頁をお願いします。議案第 31 号「非農地の現況証明」について説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁と別添資料 1 の 1 頁)</p> <p>番号 1 申請人 埼玉県春日部市●●、土地の所在 大字 上橋津——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 204 ㎡、昭和 40 年頃に耕作をやめ原野化しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、3-1 が航空写真による位置図です。馬ノ山の公園に隣接する土地でございます。それから現地の写真は、別添の資料 1 の 1 頁目でございます。赤線で囲っている附近が該当の土地と云う事になります。</p> <p>続きまして番号 2 です。議案に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は 3-2 頁と別添資料 1 の 2 頁)</p> <p>番号 2 申請人 田後●●、土地の所在 大字 田後——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 33 ㎡、30 年以上前に耕作をやめ原野化している状況です。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、3-2 に添付しております。現地写真については資料 1 の 2 頁です。赤枠で囲っている所が申請地なんですけども。申請地の写真で見ると、右側は畑。現在も耕作している畑がございます。で、左側の方は、駐車場っぽく見えますけども、こちらはもう既に地目は雑種地となっておりますのでございます。そう云った筆に挟まれた 33 ㎡の土地と云う事でございます。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。それでは、現地確認に出向いております。先ず 1 番の案件でございます。</p>
----------------------------------	--	--

	<p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>説明者は清水委員。それでは報告をお願い致します。</p> <p>はい。現地確認を、会長を始め、職務代理と事務局2人と私と中村委員、それから山本美代子推進委員と7名で現地確認に行きました。</p> <p>資料1を見てもらったら分かり易いと思いますけど。橋津部落から南側の方に急斜面を登って行った、風土記館の手前の急傾斜地にあります。周りにはもう雑木林、全体が雑木林化しております、農地に帰すのは困難ではないかと思われま。現地一帯ですけれども、周りにはもう雑木林で、今後は非農地化した方が望ましいと思われました。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。この事は、非農地化した方が良いのではないかと云う風なご意見は、事務局の方へ振られたんですね？</p> <p>そうです。</p> <p>はい。それでは事務局、説明をお願いします。</p> <p>資料1の写真でご覧頂けるとおり、赤枠で囲っております申請地の周り一帯も、実はこれ、農地でございます、原野化しております。</p> <p>昨年に、農振農用地の見直しがようやく完了しまして、現在は農振農用地から外れているんですけれども。昨年以前は、農振農用地の縛りがかかったままであります。で、数年前にですね、一度、現況が農地でないものについては非農地認定。馬ノ山周辺でも非農地認定を。農振農用地除外済みの土地については非農地化して頂いておりますけれども、農振掛かっていた為に、残っていた土地と云う事になります。</p> <p>で、現在事務局の方で、そう云った農振が外れましたことに基づいて非農地化、ずっと進めて行っておりますけれども、東郷から順番に行っておりますのもですから。ちょっと、順繰り順繰りで、羽合の方はまだちょっと時間が掛かると云うことがあるものですから。たまたまこの申請者の方から相談があった際には、「じゃあ非農地証明願を出してください。その方が早く進みますよ。」と云う事で提案させて頂いて、申請が挙がって来たものであります。</p> <p>もちろん清水委員が仰られた様に、一帯を非農地化と云う事で考えておるんですけれども、ただ、事務的な段取りの進行具合からしますと、すぐには出来ないと思われま。ご了解を頂きたいと思われま。よろしくお願ひします。以上です。</p> <p>それでは2番の案件の説明をお願いしたいと思います。それでは説明者、中村委員お願ひしま</p>
--	--	---

	<p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>す。</p> <p>先ほどお話しがありましたメンバーで、田後の場所になります。位置的には、左の交差点が、清谷から出て来る所と、倉吉に行く国道沿いになります。で、現況は、同じくこの資料1を見て頂ければ、こちらの方は良く分かると思います。土地は田になっておりますが、現状は埋立されていまして畑の状態です。それで、場所的には幅1mあるかないかの細長い土地で、とても畑にするような状況ではありませんでした。で、先ほど説明がありました様に、その隣がもう雑種地になっておりまして、ここも同じく雑種地であるべきじゃないかなと云う具合に判断しました。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様です。それでは説明並びに現地報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？</p> <p>ちょっと良いですか？</p> <p>どうぞ。山本推進委員どうぞ発言してください。</p> <p>上橋津の分、馬ノ山の件だけでも。農地パトロールで行ったことがあるけれど、この下の方に梨畑か何か無かったかな？非農地になってしまう事になるけども、迷惑を掛ける様な事には？</p> <p>それでは説明をしてください。</p> <p>山本正義推進委員仰られた様に、この風土記館に上がる途中までの所、果樹園を継続して作っておられる箇所があるんです。ただ、道からは見えないんですけども。部分的に残っておりまして、そこの土地については、耕作しておられる所については、農振が残してあったかと思うんですけども。ただ面積が狭いので、ひょっとしたら農振農用地からは外してあるかもしれませんが。</p> <p>先ほどお話しさせて頂きました、一帯を非農地化と云う点については、現に荒れている所だけを指しておりますので、現に継続して耕作しておられる所は非農地化には持って行きません。と云う事が先ず第1点。</p> <p>それから、「作っておられる方に、荒れてしまって迷惑が掛からないのか？」と云うお話なんですけれども。これも、何十年も前から荒れている状態が継続しているものですから、今作っておられる方にとって、迷惑かどうかと云うのは、既にそう云う段階ではないと。荒れて来たんじゃないなくて、既にもう荒れている状態なので、迷惑だのと云う、荒れてしまうから困ると云う段階</p>
--	---	--

5 その他	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>も平成 30 年 9 月 4 日ではありますが、この土地につきましては既に荒廃が進んでおりまして、平成 30 年、今年の 6 月 8 日に非農地認定を行っておりますけれども、小作契約が残っております為に、この度それを清算する為の解約届出がなされたものであります。以上です。</p> <p>はい。それでは皆さんの方からご質問はございますか？もっともこれは報告事項でございますので、ご了解を頂く訳でございますが、もしお尋ねがございましたら挙手のうえ発言をしてください。どうぞ。</p> <p>お尋ねはございませんか？それでは、無い様でございます。この報告事項につきましては、事務局長の専決により処理しております。</p> <p>それでは以上で報告事項を終わります。</p> <p>続きまして、その他と云う風な項目に入ります。(1) 番、平成 30 年 11 月定例総会の日程について、でございます。お諮りを致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>○ 11 月定例総会 11 月 5 日 (月) 午後 3 時 00 分から 当分の間、1 階第 5 会議室に変更</p> <p>○ 11 月農家相談会について 11 月 15 日 (木) 午前 9 時 00 分から正午まで 担当：蔵本孝広職務代理、山下 昇委員、倉本哲男推進委員</p> <p>○ 山田隆雄推進委員から、藤津集落営農組織の表彰、知事公邸での授賞式典報告</p> <p>○ 農業労働賃金等標準額表の書式変更 (案) について 果樹関係は JA 東郷果実部協定賃金表として、表示を変更</p> <p>○ 農地パトロール (秋期) について 班毎での実施と日程調整等</p> <p>○ 人・農地プラン集落座談会について 長江地区での実施方針</p> <p>○ 建議書の作成について</p>
6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後 4 時 4 1 分)</p>